

消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、**契約の取消し**と**契約条項の無効等**を規定

## 1. 契約の取消し

### <現行規定>

事業者の以下の行為により契約を締結した場合、消費者は取消しが可能

- ① 不実告知（重要事項〔＝契約の目的物に関する事項〕が対象）
- ② 断定的判断の提供
- ③ 不利益事実の不告知
- ④ 不退去／退去妨害

### <課題>

高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案

契約の目的物に関する不実告知による被害事案（例：床下にシロアリがあり、家が倒壊）

取消権の行使期間を経過した被害事案

### <改正内容>

**過量な内容の契約の取消し**  
（新たな取消事由）

**重要事項の範囲の拡大**

**行使期間の伸長**  
（短期を6か月→1年に伸長）

○ このほか、取消しの効果についても規定

○ このほか、消費者団体訴訟制度（差止請求）に関する規定が置かれている

## 2. 契約条項の無効

### <現行規定>

消費者の利益を不当に害する条項は、無効

- ① 事業者の損害賠償責任を免除する条項
- ② 消費者の支払う損害賠償額の予定条項
- ③ 消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）

⇒ 【10条】①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、  
②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

### <課題>

消費者の解除権を一切、認めない条項の存在（→欠陥製品であっても残金を支払い続ける）  
（例：「いかなる場合でも解除できません」）

法10条の①は明文の規定だけではなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決

### <改正内容>

事業者の**債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄**させる条項（無効とする条項の追加）

**法10条に例示を追加**  
（※）

（※）消費者の不作为をもって意思表示をしたものとみなす条項

○ このほか、「民法の規定による」という文言を削除

○ 施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日（平成29年6月3日）

# 改正事項（消費者契約法）①

## 1. 過量な内容の消費者契約の取消し

### <課題>

◇社会の高齢化の進展に伴い、高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案が発生。

#### 【事例】

・呉服等の販売会社が、高齢の女性に対し、認知症のために財産管理能力が低下している状態を利用し、従業員らが当該女性と個人的に親しい友人関係にあるかのように思い込ませ、着物や宝石など必要のない商品につき、老後の生活に充てるべき流動資産をほとんど使ってしまうほど購入させた。

◇現行法上は、いわゆる公序良俗無効等の一般的な規定による救済に委ねられているが、どのような場合に規定が適用されるかは必ずしも明らかではなく、予測可能性が高いルールとはいえない。特定商取引法(過量販売の解除)は、訪問販売など特定の取引類型のみに適用。店舗契約等には適用されない。

### <改正事項>

#### ◆過量な内容の消費者契約の取消し(新たな取消事由)の新設

・事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者契約の目的物の分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により、当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときに、消費者に意思表示の取消しを認める。

## 2. 重要事項の範囲の拡大

### <課題>

◇現行法では、消費者の意思表示の取消しが認められることとなる事業者の不実告知の対象(重要事項)は、当該消費者契約の目的物の内容及び取引条件に限られる。

◇しかし、当該消費者契約の目的物に関しない事項についての不実告知による被害事案が発生。

#### 【事例】

・自宅を訪問した事業者が床下を点検し、「床下がかなり湿っている。このままでは家が危ない。」と言われ、床下への換気扇の購入・設置の契約を締結した。

・ガソリンスタンドで給油したところ「溝が大きくすり減ってこのまま走ると危ない、タイヤ交換が必要」とその場で交換を勧められた。不安になって、勧められるままに交換してしまった。

### <改正事項>

#### ◆重要事項の範囲の拡大

・消費者の意思表示の取消しが認められることとなる事業者の不実告知の対象(重要事項)として、当該消費者契約の目的物が当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加する。

## 改正事項（消費者契約法）②

### 3. 取消権を行使した消費者の返還義務

#### <課題>

◇取消権を行使した消費者の返還義務は民法の規定による。現行民法では、給付の時に取消原因があることを知らなかった消費者は、「現存利益の範囲」で返還義務を負う。

◇しかし、民法改正法案(\*)の下では、消費者は原状回復義務を負うことになる。

(\*)民法の一部を改正する法律案(平成27年閣法第63号)

【事例:事業者の不実告知により、ダイエットサプリメント5箱(5万円)を購入し、2箱の使用後、消費者が取り消した場合】

(\*)ダイエットサプリメントは食品ではあるが、日常的に食するものではなく、説明されたダイエット効果もなかったことを前提とする。

	現行民法	民法改正法案	消費者契約法改正法案
事業者からの返還	代金5万円	代金5万円	代金5万円
消費者からの返還	ダイエットサプリメント3箱(現物)	ダイエットサプリメント3箱(現物) + ダイエットサプリメント2箱の価値(2万円)	ダイエットサプリメント3箱(現物)

消費者が使用利益を得ているときは、その分を事業者に戻還しなければならない。  
⇒ 例えば、自動車の売買契約を取り消す場合、事業者は代金を消費者に返還する必要があり、消費者は自動車自体と自動車の使用利益(レンタカー代金等を参考に金銭に換算)を事業者に戻還する必要がある。

#### <改正事項>

##### ◆消費者の返還義務を現存利益の範囲に限定

- ・民法改正法案の規定にかかわらず、消費者が消費者契約法の規定に基づき意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時に取消原因があることを知らなかったときは、消費者は「現存利益の範囲」で返還義務を負う。

### 4. 取消権の行使期間

#### <課題>

◇不当な勧誘を受けて契約を締結するも、「相談場所が分からないため時間が経過してしまう」、「事業者が怖くてこれ以上関わりたくない」などの事情により、取消権の行使期間を経過してしまう被害事案が生じている。

#### 【事例】

・アンケートに答えてと声をかけられ断ったが、後ろから押されて店内に入って化粧品を勧められた。帰る旨を何回か伝えたが、約3時間繰り返し勧められ、怖くなり契約書にサインした。  
(退去妨害事案/契約締結から相談まで6ヶ月以上経過)

#### 【現行法の規定と改正事項のイメージ】

	現行法第7条	民法第126条(参考)
短期	追認をすることができる時(*)から6ヶ月間	追認をすることができる時から5年間
長期	契約の締結の時から5年	行為の時から20年

  

短期	誤認・困惑	→	短期の行使期間の伸長 (6ヶ月→1年)
長期		→	(5年)

(\*)誤認の場合:消費者が誤認したことに気付いた時  
困惑の場合:困惑を脱した時

#### <改正事項>

##### ◆短期の行使期間を1年間に伸長

- ・最低限の伸長としつつ、不当な勧誘行為を受けて契約を締結した消費者が救済されるように相当な期間を確保。
- ※ 長期の行使期間は、資料保管等の事業者の負担を踏まえ、現時点では変更しない。

## 改正事項（消費者契約法）③

### 5. 無効とする消費者契約の条項の類型の追加

●事業者の債務不履行等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

<課題>

◇民法では、事業者が債務不履行がある場合や事業者の行った給付に瑕疵があり、契約の目的を達することができない場合、消費者は契約を解除することができる（民法第541条、第570条・第566条等）。

◇しかし、事業者が作成した契約条項の中で、上記のような消費者の解除権を放棄させるものがある。

【事例】

- ・携帯電話端末販売契約「ご契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません。」
- ・進学塾の冬期講習受講契約「手続き完了後の受講講座の取り消し・他講座への変更は一切出来ません。」

◇これが有効になると、消費者は契約の拘束力から解放されず、未払金の支払いを強いられたり、既払金が返還されなかったりすることとなり、不当性が高い。

<改正事項>

#### ◆無効とする消費者契約の条項の類型として追加

- ・具体的には、①事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項、②消費者契約が有償契約である場合に当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項を、無効とする条項の類型に追加する。

### 6. 法第10条の例示

<課題>

◇法第10条の第一要件(①)の任意規定には明文の規定のみならず、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決(※)が出された。しかし、どのような条項が法第10条の対象となりうるか分かりにくい。

(注)【法10条の構造】(①が第一要件、②が第二要件)

- ①: 民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、
- ②: 信義則に反して消費者の利益を害するものは無効。

(※)最高裁判決(最判平成23年7月15日民集第65巻5号2269頁) 賃貸借契約の更新料条項の有効性に関する事案で、「任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である。」と判示した。

【事例】

- ・掃除機の売買契約において、商品の掃除機が届けられた際に健康食品が同封されており、継続購入が不要である旨の電話をしないうり健康食品を継続的に購入する旨の条項が含まれていた。

<改正事項>

#### ◆法第10条の第一要件(①)に例示を規定

- ・消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項を規定する。

※ ②（信義則に反して消費者の利益を害するもの）を満たした場合にのみ無効となるという法第10条の規律自体を変更するものではない。

## (参考) 現行の消費者契約法の概要

### 経緯

- 消費者契約に関する包括的な民事ルールとして平成12年5月に成立（平成13年4月より施行）
  - 平成18年改正：適格消費者団体による差止請求制度（消費者団体訴訟制度）を導入（平成19年6月施行）
  - 平成20年改正：差止請求の対象を景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為に拡大（景表法関連は平成21年4月施行、特商法関連規定は平成21年12月施行）
- (※) 食品表示法の制定により、差止請求の対象を食品表示法上の不当表示に拡大（平成27年4月施行）

### 内容

- 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、契約の**取消し**及び契約条項の**無効**等について規定（民法の特別法）
- 消費者と事業者との間で締結された契約であれば、あらゆる取引類型、あらゆる商品・役務に係るものが対象
- 規定の内容
  - 【不当な勧誘】→**取消し**
    - ・不実告知（第4条第1項第1号）
    - ・断定的判断の提供（第4条第1項第2号）
    - ・不利益事実の不告知（第4条第2項）
    - ・不退去（第4条第3項第1号）
    - ・退去妨害（第4条第3項第2号）
  - 【不当な契約条項】→**無効**
    - ・事業者の損害賠償責任を免除する条項（第8条）
    - ・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条）
    - ・消費者の利益を一方的に害する条項（第10条）

(※) 主な最高裁判決：学納金返還請求事件（最判平成18年11月27日）、敷金返還請求事件（最判平成23年7月12日）、更新料返還請求事件（最判平成23年7月15日）

#### <消費者団体訴訟制度>

- 内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者の不当な行為に関し、差止請求をすることができる。

(※) 適格消費者団体は、全国に14団体。これまでに計40件の差止請求訴訟を提起するなど差止請求権を行使（平成28年6月30日現在）。